

第六次地域管理経営計画書 (三八上北森林計画区)

(第二次変更計画)

計画期間 (自 令和2年4月1日)
(至 令和7年3月31日)

(第一次変更 令和3年3月)

(第二次変更 令和4年3月)

東北森林管理局

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成 11 年農林水産省訓令第 2 号）第 6 条第 9 項の規定に基づき変更するものである。

- 1 森林整備を推進するための効率的な路網の開設、豪雨等被害による林道施設の復旧及び機能強化を図るため林道計画を変更する。
- 2 国有林野の管理経営に関する法律第 8 条の 6 に基づく樹木採取区の指定があったことに伴い変更する。

【変更項目及び頁】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

- (4) 主要事業の実施に関する事項…………… 1
- ④ 林道の開設及び改良の総量…………… 1

3 林産物の供給に関する事項

- (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項…………… 1

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長(m)	箇所数	延長(m)
計	7	9,910	4	2,290

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立

当計画区においては、スギ等の人工林の資源が本格的な利用期を迎えている。また、大手製紙工場や大規模合板工場及び木質バイオマス発電施設がある。このような状況を踏まえ、公益重視の管理経営を推進する中で、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、公共建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の構築が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、安定的・持続的供給に努める。

また、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの定着を図りつつ、素材（丸太）販売により実施する。その際、販売を市場へ委託するなど民間の木材市場等を活用するとともに、加工・流通コストの削減や民有林管理への貢献等に取り組む需要者と協定を締結して需要先へ直送する「システム販売」に取り組む。

あわせて、これまで間伐等で伐採されても利用されてこなかった小径木や造材後林内に放置されてきた根株・枝条などの未利用間伐材等について、需要者等への供給に取り組むとともに、多様な森林資源を有している国有林野の特性を活かし、ヒバ、広葉樹等民有林からの供給が期待しにくい林産物の計画的・安定的な供給に努める。

さらに、「樹木採取権制度」の創設に伴い国有林の一定の区域（樹木採取区）において立木を一定期間、安定的に採取する権利を民間事業者を設定できる仕組みを活用し、長期・安定的に民間事業体に木材を供給する。当計画区での樹木採取区は以下のとおりである。

樹木採取区

名称	所在地（林小班）	面積(ha)	備考
東北2田子地区 樹木採取区	三八上北署（502 い、ろ、へ、503 は、に1、へ、と、ち、る1、504 い、に、ほ、ぬ、よ1、よ2、よ3、よ4、そ、つ、505 は、507 い1、い2、い3、い4、い5、ろ1、509 い、510 ろ1、513 か、515 へ1、516 へ4、へ6、521 い1、い2、522 と1、530 ろ1、ろ3）	289.87	具体の所在地については国有林野施業実施計画を参照

なお、木材需要の急変時には、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握に取り組み、全国的なネットワークを持つ国有林野事業の特性を活かした需給調整機能の発揮に努める。